



中部電力



中部電力ミライズ

# コンプライアンス徹底策の強化策について

2024年3月4日

中部電力株式会社  
中部電力ミライズ株式会社

- 本日、中部地区における大口需要家向け都市ガス供給に関して、中部電力は独占禁止法（以下「独禁法」という。）に基づく課徴金納付命令を、中部電力ミライズは独禁法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を、公正取引委員会（以下「公取委」という。）からそれぞれ受けました。また、中部電力ミライズは、中部地区における家庭用の都市ガス供給等に関する警告を、中部電力ミライズおよびその子会社である株式会社シーエナジーは、愛知県、岐阜県および三重県内における液化天然ガスの供給に関する警告を、公取委からそれぞれ受けました。（以下命令・警告について「本件命令等」という。）
- 当社は、本件命令等に先立ち、公取委より複数の事案に関して疑いを持たれたことを重く受け止め、二度と独占禁止法に関する疑いを持たれることがないように策定したコンプライアンス徹底策（以下「コンプラ徹底策」という。2023年4月7日公表）に取り組んでおりますが、本件命令等を受け、再発防止を図るため、コンプラ徹底策の強化策（以下「強化策」という。）を取りまとめました。
- 今後は、コンプラ徹底策に加え、強化策に取り組んでいくことで、二度と独占禁止法違反事案を起こさず、またそのような疑いを持たれることがないようにしてまいります。

# 強化策策定のプロセス



- 強化策については、中部電力のチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）が議長を務める社内会議において、中部電力ミライズのコンプライアンス推進会議委員を務める外部弁護士にもご参加いただき、議論を尽くしたうえで、中部電力および中部電力ミライズの取締役会で審議・決定いたしました。
- また、強化策の取りまとめにあたっては、長島・大野・常松法律事務所の独占禁止法・会社法・危機管理を専門とする弁護士から、コンプラ徹底策への取り組み状況、関連部門へのインタビュー内容等を踏まえたアドバイスをいただき、その内容も踏まえて策定しております。

## 長島大野常松法律事務所

岩崎 友彦 弁護士（会社法）

井本 吉俊 弁護士（独占禁止法）

福原 あゆみ 弁護士（危機管理）

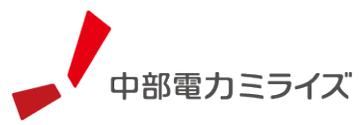
他3名の弁護士

# 強化策の概要（1）



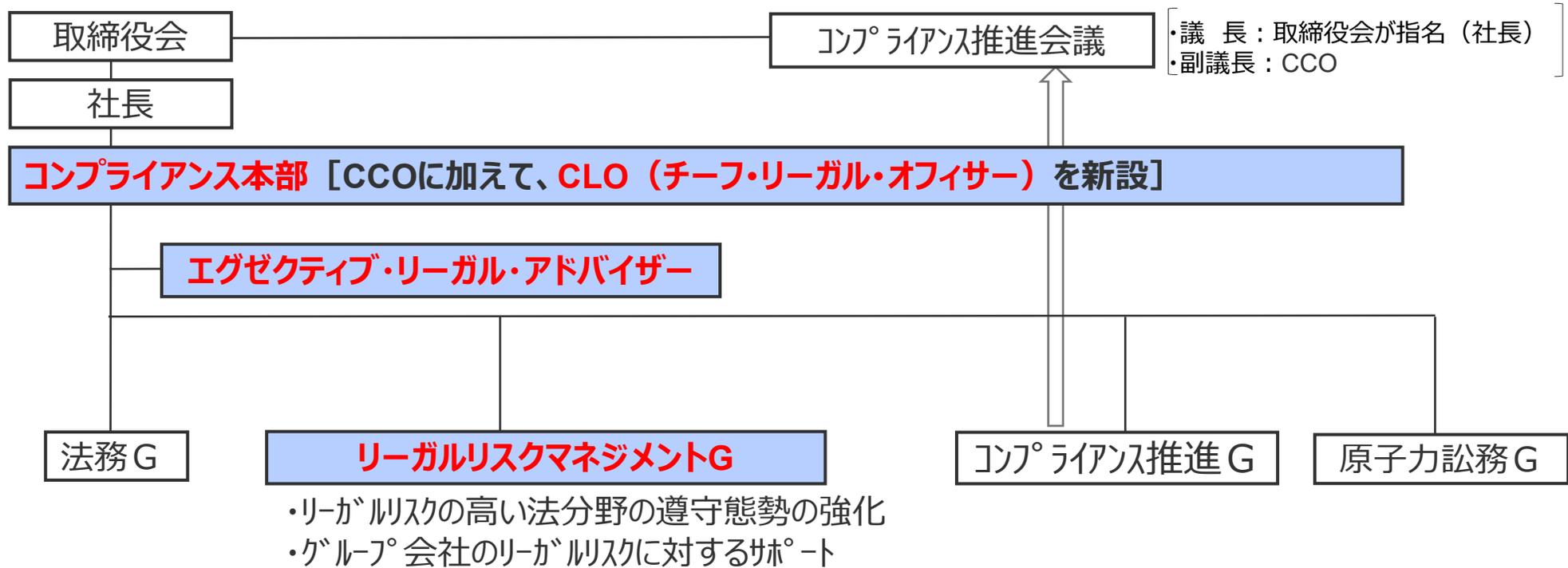
対 策	内 容
○中部電力にコンプライアンス本部等を設置。また、リーガルリスクマネジメントを行う専任組織を設置（次スライド参照）	<ul style="list-style-type: none"><li>・コンプライアンス本部、CLO（チーフ・リーガル・オフィサー）を設置し、法務・コンプライアンス機能を向上させる</li><li>・専門的知見をもってCLOをサポートするため、エグゼクティブ・リーガル・アドバイザー（独占禁止法等に精通した外部弁護士）を設置</li><li>・コンプライアンス本部設置に合わせ専任組織（グループ）を設置し、主管部署とともに中部電力グループの独占禁止法をはじめとするリーガルリスクの低減に向けた取り組みを実施</li></ul>
○ミライズにおける組織の見直し、研修強化・拡充	<ul style="list-style-type: none"><li>・ガス販売組織を見直し、戦略・調達と営業とを切り離し、相互牽制機能を強化するとともに、権能を集中させない組織とすることを通じ、より良い組織風土づくりを図る</li><li>・営業部門要員をコンプライアンス推進グループに配置することにより、現場目線を踏まえたコンプライアンス推進の取り組みを充実</li><li>・独占禁止法研修の対象を営業部門から従業員全体に拡大</li></ul>
○競合他社との接触の厳格化	<ul style="list-style-type: none"><li>・競合他社との接触について、モニタリングの強化</li><li>・グループ会社において競合他社との接触に関する規程を制定するとともに、遵守に向けた教育を実施</li><li>・グループ会社従業員に対し、独占禁止法をはじめとする法令関係について、確実な教育実施がなされるよう支援を強化</li><li>・アライアンス先との協業にあたり、独占禁止法に係る遵守事項が不明確・引継が不十分にならないよう、マニュアルを整備</li></ul>

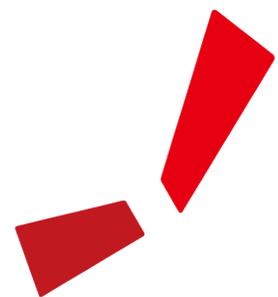
# 強化策の概要（2）



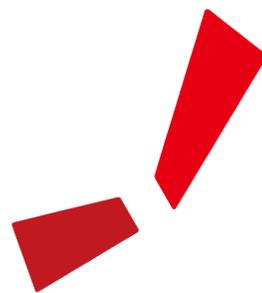
## 【体制強化のイメージ（2024.4）】

\* 赤字の組織等を新設





中部電力



中部電力ミライズ”